

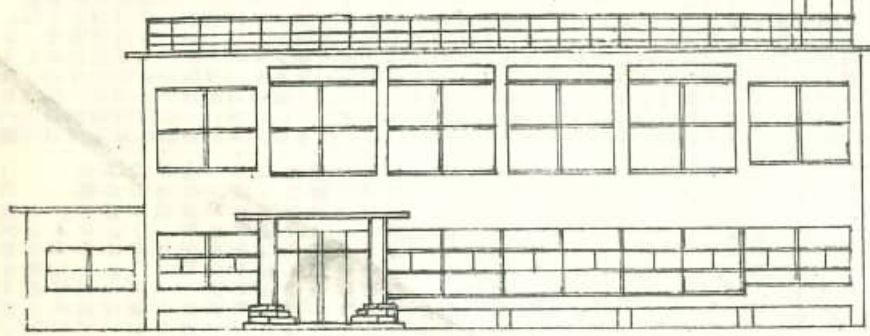


役場廳舎

新築のお知らせ

去る三月十日の村議会
で庁舎建築の議決とこれ
に伴う予算が議決されて
新庁舎が現在の役場敷地
内に建築されることにな
り、四月二十八日起工式
を終って目下工事中で八
月三十一日竣工の予定で
ある。
庁舎新築については当
常会で村民の納得を得て

役場庁舎正面図



昭和二十九年十二月九日
三ヶ村一斉に議会を開設
してこれを議決した。
その建設計画の中に役
場建物増改築の方針とし
て「新村の財政に余裕が
出来次第新村中心部に新
築するものとする」とい
う一項があり、事業計画
及財政計画には、昭和三十
年度事業として庁舎新
築が織り込まれていたの
である。

合併後庁舎新築の敷地
予定地として、久保産産
業株式会社の工場跡の土
地九七五坪を九十七万五
千円で購入したが、その
後起債四百万円許可の内
示があつたので、本年一
月二十七日議会の全員協
議会に報告し、庁舎建築
の件を請つたが、当時財
源の見通しがなく建築予
算があつたので具体化
しなかつた。

三月に入り特別交付金
の交付があり建築予算の
財源が出来たので三月四
日及三月七日の両日にお
たり議会の全員協議会を
開いて検討協議を重ねた
結果、新築の方針が決定
した。敷地は約四百十坪
の耐火建築とし敷地は現
在の役場の敷地とした。
これがため役場の裏にあ
つた道路水路を壊して敷
地に舗入し、更にその北
方の畑六畝(小田木正雄
所有)宅地七畝(増田良
雄所有)と、役場東側の
田二畝(浦野喜作所
有)を敷地とするため、
さきに購入した久保産産

発行所 明和村役場
編集人 和田良次郎
発行人 奈良庄次郎
印刷所 斎藤印刷所

児童福祉週間

五月五日から二週間、児童福祉週間が行われていますが、みんな力を合せて、心もからだもすこやかに子どもを育てましょう。

- 1 土地交換をした境りの久保産工場跡の敷地は、現役場の敷地に新築する場合
 - 2 小使は役場と公民館とを兼務出来るので一人ですむ。随つて住宅は従来のままで新築の必要がない。
 - 3 小使を雇入れないから人件費は増加しない。
 - 4 電話は此処に土地改良区等が事務所を置かない限り必要がなくなる
 - 5 旧庁舎小使住宅の移転費、敷地埋立整理費、賃料等約四十二万円かゝる。
- これを比較すると現在の役場敷地に新築するた
め一時約十七万円の余計
な経費がかかるが、
小使の給与や電話の費用
等、一年に八万数千円
の節約が出来るから金十七
万円は二ヶ年で償却出来
る。若し諸雑費等若干
かさんでも三ヶ年で償却
出来て、その後は年々八
万円以上の利益となる。
更に余つた土地の面積
は約二畝少いが、その土
地を利用し、或は譲渡交
換貸与等の場合でもその
価値が高い。
- 1 県道に面した場所に建てるからそれ以前の価値の低い面の土地が約一反七畝余る。
 - 2 小使住宅を別に新築しなげればならないから約二十五万円かゝる。
 - 3 役場と公民館を同一人で管理が出来ないから小使を別に雇わなければならぬ。
- 西公民館、東公民館同
様電話を備えるとする
ば年額一万数千円位か
かると思う。
- 現役場の敷地に新築す
る場合

(総務課)

このしの豫算のあらまし

—總額2千7百93万余円—

毎年四月から翌年三月末までの一年間における村の収入と支出の目標を定めたものを予算といいます。この予算は毎年三月十二日までに村の議会で提案してその議決を経なければなりません。そして役場では議会の議決を経た予算の範囲内でいろいろの施策を実行することになりますので、いわば村の一年の大計ともいうべきものであります。したがって村で予算を編成することは一年で一番大きい仕事とされています。ではこのしの村の予算はどうなっているのでしょうか。紙面の関係で細かい説明を省略して次に表を掲げて見ます。(編務課)

入		出	
種別	予算額	種別	予算額
1 村 税	18,146,400	1 議会費	716,800
2 地方交付金	7,530,000	2 役場費	7,572,000
3 公営企業及び財産収入	14,300	3 消防費	1,241,450
4 分担金及び負担金	332,000	4 土木費	850,000
5 使用料及び手数料	73,800	5 教育費	6,180,000
6 国庫支出金	541,700	6 社会及び労働施設費	386,200
7 県支出金	1,126,400	7 保健衛生費	918,400
8 寄附金	100	8 産業経済費	3,768,500
9 繰越金	1,000	9 財産費	1,838,200
10 雑収入	173,000	10 統計調査費	100,000
合計	27,939,600	11 選挙費	549,700
		12 公債費	534,100
		13 諸支出金	2,984,250
		合計	27,939,600

土地改良なより

昭和三十年年度 進捗状態良好

明和土地改良区の昭和三十年年度事業は、昨年十二月二十三日、本村の荒井忠次郎氏と、工事費百八拾貳万円で購入契約が成立し、二十五日佐貫中学校で、起工式を挙行した。当日は、多に霽なる好天氣に恵まれ、本代表士、飯島参議院議員以下多数の来賓を迎え、村内の有志併せて二百余人参加する盛会であった。工事は明けて正月の七日より開始されたが、珍しく降雨なく、着手以來僅か一日半工事を休んだという好条件に、工事も予定以上に進行して三月中旬には完全に終了する見通しも溜きました。本年度施行面積は僅か三十町歩で

県営事業の実施 計畫進む

本改良区の幹線工事を県営事業として施行することには、既に認可になり三十年度に実施設計費として七拾六万四千円認可になりました。この実施設計は、現在の楠取水溝の職員により昨年十二月に現在の測量を終了してその計画を現在楠の職員の外、県耕地課より応援が三名来て設計中で、三

臨時總代会開 催さる

本改良区の組合員總数は一、五八七名の多数でありますので、組合の予

算その他、重要なことを定めるのに、全員集めるわけにはいかないもので、規定により、組合員より選出された總代が、六十人居て、この人によつて色々議決して、それが組合員の意志として改良区を運営しているものであります。去る二月二日に、この總代会を開きました。この議決事項の主なことは、次の通りであります。

一、昭和三十年年度追加更正予算議決の件、これは前に記した通り、県営事業が三十年度から事業開始されたので、この負担金二五%を県に納入しなくてはなりません。処が現在改良区の子算は、一般事務費と区画整理の予算が若干増加しなくてはならないわけですが、従つて予算が増加するのを議決したのであります。

区画整理費徴収方法について

区画整理に要する費用の賦課方法は昨年十月の總代会で議決して十二月に納入して賦課したのであります。その賦課方法が徹底していかないのかと思ひますので説明致します。区画整理工事のため一度に要する金額は、大なり、これを工事する地域だけで負担することには、れば相当過重になります。改良区は千町歩から組織した相互扶助の団体でありますから、その年に工事する地域も何れが、毎年少しずつ出して頂くことにしたのであります。その方法は、その年の工事費の九〇%を、その年工事する地域を占め、改良区全体で負担して残り一〇%を施行する地域で特別負担することであり、本年の例をとり、本年度の賦課金七五万円で、その九〇%六十七万五千円を千町歩で負担し、一〇%七千五百円を三十町歩に負担したのであります。これを反当に、大輪の施行地域は一反当田が五〇〇円、畑が二〇〇円、その他一般地は田一〇〇四円、畑二〇〇円ということになったのであります。この方法は唯工事が遅くなつた地域が問題になります。が何とか調整すべく色々々に研究中でありますから御了承の上、御協力をお願い致します。

たので、その分を組合費として、徴収することになりました。金額は次の通り議決になりました。それは、一反歩当田が、六二四円、畑が二五〇円であり、二月末で当納入期日は、二月末であります。既に皆様にお願い致してあります。改良区の運営のため御協力をお願いする次第であります。

三、監事選挙について
本改良区の監事は三名であります。昨年十二月で任期が終了しておりますので、選挙いたしました。その結果、坂上義兵、藤沼淳一、青山清一、の三氏が当選されました。

新生活運動

佐貫地区で結婚 簡素化モデル撮映

皆さん、最近は何処の町や村又は部落でも、新生活運動がゆりことが盛んに叫ばれるようになりました。

特に新聞、ラジオ等では宣伝を執り、実際に歩いて居る状況を写真報道しております。

このことは昭和二十五年頃から国や県、郡等を取上げ、運動を起し今日に至つて居るのであります。

たゞ一口に新生活運動と申しましても、非常に範囲は広いものであります。特に今日農村として取上り要する点は、台所改善、結婚式簡素化問題、人口問題として受胎調節、諸会合の時間勵行等でありましょう。

これ等は、いづれも今後農村経済の動向を考へ農村家庭経済の向上、文化生活の計画、ないしは

農家の主婦の立場等から見るならば、欠く事の出来ない改善すべき重要なことがらであります。

これら運動は、各地共今日まで主体は婦人会、青年団等が協力して先進地の視察、講演会が行はれ大きな関心を以つておられた状況であります。

然しながら他面、経済的の問題もあり、なかなか困難な点も多いのであります。

村民の皆さん、目を那内に向けて見て下さい。台所の改善、結婚式の貸衣裳等の設備のない町村は、本村旧三地区の外旧村にて二、三ヶ村位のものであります。こんど本村に於ても、西部婦人会、青年団が中心となり明和村將來の村造りの第一着手として、結婚式簡素化の問題を取上げ、研究の爲に会合を重ねること

数回に及び、いよいよ主人方やその他の有志多数の深い理解と協力を得まして、農村にふさわしい結婚式を研究し、料理、調度品、式場等、各方面から見て適度なものを選び、普及徹底を図り、御賛同を得実行に移したい念願から三十数ヶ所の場面を写真におさめ完成を見たと第であります。

何卒村内の皆様にも一度御覽を戴き、取捨選択の上実行に移され今後農村生活の向上と農村文化生活の一助とも成りますよう御協力お願い致します。(助役奈良庄次郎)



(写真説明) 結婚式モデル撮映の実際
見合の場面……瓶をそめて粗茶ですがどうぞ……
いよいよ結婚式……一生一代の晴姿の着附
結婚式……三三九度の儀式……盃き持つ手もかすかにふるえて
結婚式披露宴……新郎新婦を正面に両親族が居並び簡素な料理による宴がもよされる

蚊もハエもない村に

蚊のいない村、ハエのいない町ができた。これは外国の話ではない、日本の村や、町である。群馬県新田郡の生品村がその一つ。

これらの村では、夏でもかやをつる家がなくなり蚊とりせんこも、ハエ叩きもいらぬという。

赤ん坊はよく眠り、親たちは安心して田畑の親ごとくに晴がだせるようになり、牛や馬は夏やせしなくなり、鶏は夏でもよく卵をうみ、牛や山羊のお乳の量はふえ、もちろん赤痢や、日本脳炎などおそろしい伝染病の数はぐんとへり、これをきつかけに生活の合理化の必要性にめざめ、更に生活改善を計るようになってきた。

みんなが不気味でやれば必ず成功するのだ。本村でも今年はお蚊や蚊をなくしようと、村頭に約三十万円の予算を認められ、四月から夏にかけて、薬剤の撒布を致します。

然しこれには村民の皆さんの理解ある活動を待たねばなりません。

みなさん、一月のこらず力を合せて、ハエも蚊もない村にいたしましょう。(総務課)

役場庁舎起工式

今度新築する式には四月二十八日午後二時より請負者小川建設代表者、議会議員、区長、その他の人々の参会のもとに小雨降りしきる中で厳しく行われまされた。

区長さん一部改選されました

区長 須下江江 須下江江 須下江江

石川源次 柴崎末重 柴崎末重 柴崎末重

来る5月25日 利根加用水土地改良区總代選挙

農業経営を合理化し農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い、食糧増産に寄与することを目的とする利根加用水総代の選挙が、来る二十五日午前八時から午後三時までに行われます。区域及總代の数は、第四区(旧佐貫)十人。第六区(旧梅島)八人。第七区(旧千江田)六人で、立候補でない為投票に因り選ばれます。選挙権は組合員(法令に制限ないが未成年者は法定代理人)であれば有権者です。人格の立派な總代を選挙致しましょう。(選挙管理委員会)

次自衛官募集

第一自衛官募集に引き続き目下六月十五日まで第二募集に至るまで申込みを……

【家庭メモ】みそ汁をいつまでもにしていると、栄養もなくなり味も落ちます。みそ汁を自分の家で作る時は、カルシウムもそが栄養があります。作り方はかんたんで、大豆一斗、麦一斗にたいし、コロカルソ百三十匁を、麦をふかして、こうじを入れる前に入れればよいのです。



戸毎に一人は赤十字社員に五月一日―三十一日

日本の歴史を後世に残す 美術、文化施設を保護す ること



故に文化財については、そのもの古き歴史と文化を尋ねて、新しい文化を知ることであります。すなわち文化財については、そのものの価値を理解し、重要なことを知り、そうしてその保護管理に万全を期したいものと思ひます。

文化財と云うのは神社仏閣、その他の建造物、宝物、仏像、彫刻品、刀剣その他の武器石磁類（青磁石、板碑等）美術工芸品、樹木等でありませう。其の外有形無形にかかわらず文化財としての価値あるものもあります。

消防団知事より表彰



去る五月三日の憲法発布記念日に消防団の規律、訓練、消防施設等優秀の旨を表彰し、知事より表彰を受けた。このたびの表彰は群馬県下於て、利根郡月夜野町消防

団と本村の二消防団にて消防団としては榮譽の上ないことである。これは偏に消防団員の不斷の努力の賜もに因り、以下各役員指揮の下

梅島中校舎落成

かねて一月十日竣工以來鋭意工事を急いで居つた梅中校舎は、郡内でもその近代的優秀を誇る立派な校舎が、村民各位の尽力により漸く落成し、五月九日來賓多数参列のもとに盛大に竣工式を挙



式は村長の挨拶に始まり建築に尻押せられた栗原建設、根本建築技師、並に連日工事監督として

告しなければならぬことになつております。若し偶然発掘された場合は、直ちに埋蔵文化財屋をすることになつて居ります。発掘された場所等を問はず、手続を取らなければならぬのであります。

以上文化財のことについて、簡単に申述べましたが、本村の文化歴史と名譽にかけて、このようなものが現存或は発見されたならば、広く社会に開会いたし大切に永く保管したいものと思ひます。是非御協力下さいませう。切望いたします。

【教育雑報】

管内小中学校教員異動について

- 千小 退職 多田富士子
- 全 小松原礼子
- 転出 吉永なか（佐小）
- 梅小 転入 江森デル子（板西小より）
- 全 石崎 節（佐小より）
- 新任 多田 英男
- 佐小 転出 後藤 よね（板西小より）
- 全 小石 節（千小より）
- 全 大谷 泉一（新田郡より）
- 全 吉永 なか（千小より）
- 千中 転出 小島 幸助（梅中より）
- 全 秋野 徳一（梅中より）
- 全 川村 貞一郎（梅中より）
- 全 中 精進（梅中より）
- 梅中 転出 川村 貞一郎（千中より）
- 全 工藤 精進（全小より）
- 全 小島 幸助（千中より）
- 全 秋野 徳一（全）
- 佐中 異動なし

村政意見の投書に答えて

明るい平和な、力強い発展を望む貴殿の真摯な真心に敬意を表します。まさに貴殿の述べた如く、国の政治も村の政治も、国民の村民の為の政治でなければならぬ。主権在民は民主政治の根本原理だ。誠に残念ですが匿名のものもは広報紙に取り上げることが出来ませんので、悪しからず御了承願います。なお投票庁舎については、一面に掲載致しました。

鬼と亀

百米なり千米なり完走する力があつても、完走に要する時間には遅速（鬼（れつとらじ）といふ）の差がある。学習に於てもそれと同じである。記憶（おぼえ）の早いもの、遅いもの、理の少ないもの、頭が悪い（わかり）の早いもの、遅いものがある。頭が悪いのでなくて、おぼえ方

見ではなく、たい遅いだけである。この遅い子供が学校でも家庭でも劣等児扱いにされることは誠に氣の毒なことである。先生も親たちもの指導の万全を期して頂きたいと思ふ。（小学一年生の入学に際して「教育長」）



米の予約は

済みましたか

予約で築く豊かな農村
今すぐ予約を農協へ!!
米の事前売渡申込制度
もいよいよ才二年目、こ
とは昨年より一カ月も
早く、さる六月十八日か
ら受付が、開始されまし
た。作柄はまだ予断を許
しません、それにもか
ゝわらず予約のすべりだ
しはきわめて好調です。
昨年は全農業団体をあげ
ての予約推進と農家の熱
心な協力がさらに空前の
大豊作という天の恵みを
うけてすばらしい成績を
あげることができました
が、こども各集荷団体の
集荷目標は政府の当初
予定を上まわるほどの熱

意にもえており、好成绩
が期待されます。しかし
もし万一これがうまくい
ます、御協力下さい。

●昭和三十一年産米予約集荷目標

地区名	昭和三十年産 米売渡し実績	本年度予約 集荷要請量	期待数量
千江田	二、六六九石	一、九六五石	二、〇三七石
梅島	二、一四二石	一、八一三石	一、八八〇石
佐貫	二、八六四石	二、五五八石	二、六五二石
計	七、六七五石	六、三三六石	六、五六九石

申込んだ人にはこんなト
クがある。
①税金が軽減されます。
②奨励金が石当り百円加
算されます。
③石当り二千円の概算金
が支払われます。
減額補正は合理的にて



教委制度は どう変つたか

才二十四回
会で教育行
「地方教育行
政の組織及び
運営に関する
法律」は六月
三十日に公布
された。全面
的施行は十月
一日からであ
るが一部分は
公布の日から
施行される。

旧法による委員は六月三十
日以前から新法による委員
に切替えられ、九月三十
日まで在任し、従来通り
の職務権限を行使する。
従つて十月一日には村長
が議会の同意を得て新委
員を任命する。
さて改正の要点は
1 委員の定数は府県も市
町村も五人となる。但し
町村では条例の定めるところ
により三人とするこ
とが出る。
2 委員は村長が議会の同
意を得て任命する。
3 委員の任期は四年であ

場 役 村 和 明
東 田 和 明
次 良 奈 和
印 刷 所 齋 藤 印 刷 所

目下才三次自衛官募集中心

防衛庁では、このしにたつて才三回
の自衛官の募集を行つています。
採用予定人員は陸上約一、二、一〇〇
名、海上二〇〇名、航空五〇〇名
申込みは八月末日まで、詳細は役場
てお尋ね下さい。

るが、十月一日に任命さ
れる新委員の任期は次の
ようになる。
イ、五人の場合
四年が二人、三年が一
人、二年が一人、一年
が一人
ロ、三人の場合
四年が一人、三年が一
人、二年が一人
この任期は村長がきめ
る。
4 委員過半数が同一政党
に所属する者で構成さ
れることのないようにす
る。
5 委員は議会の議員、村
長の執行機関として
置かれる委員会の委員、
監査委員、村の常勤の職
員と兼ねることが出来な
い。
6 委員は政党その他の政
治的団体の役員となり、
又は積極的に政治活動を
してはならない。
7 委員長は委員会を代表
することになり、議長の
求めにより議会に出席し
て説明が出来る。
8 会議その他議事の運営
について必要なことは委
員会規則で定める。
9 教育長については特別
の資格の規定がなく、市
町村では県教委の承認
を得て委員の内から委員
会が任命する。従つて委
員の任命に当つては、予
め教育長として適任であ
りその職務の遂行が可能
であるものを加えて置く
必要がある。なお現に教
育長を兼務している助役
は昭和三十三年三月三十
一日まで委員外の教育長
として在任出来る。この
場合でも十月一日には改
めて任命する。
10 教育財産の取得及び処
分、教育事務のための契
約、收支の命令等は村長

の権限に移され、委員会
の予算送付権はなくな
る。財産の管理権は委員
会に残る。
11 県費負担の教職員の内申を
免は市町村教委の内申を
まつて県教委が行う。
12 文部大臣及び県教委並
に教育長は市町村教委を
指導助言し又は事務の一
部を委任し、委任事務の
執行について指導監督す
ることが出来る。要する
に文部大臣と県教委の権
限が大巾に拡大される。
以上の如く、制度は大
分変つたけれども、教育
の重要性は変わらないの
であるから村民各位の良識
と協力によつて本村の教
育が一段と前進すること
を念願する。
(教育長)

私権の人権を守る

人権擁護委員

●人権擁護委員はどんな
仕事をしているの
ようか
人権侵害事件を発見し
た場合、あるいは直接
人権侵害事件の相談を
受けた場合に、
一、自ら事実を調査し
て、侵害者に直接勧
告(注意)する。
二、法務局人権擁護課
(又は支局)に連絡
し、被害者に法律上
の助言をしたり、場
合によつては、共同
調査の上、侵害者に
対し勧告(注意)告
発等をする。
三、その他必要により
新聞、ラジオ等の報
道機関を通じて、輿論
を喚起する。
等大体以上のことを取
り扱つております。

新しい軽油引取税

税率一軽油ドラム罐 一本に千二百円

こんど地方税法の一部改正する法律が施行になりましたので、六月一日から軽油を引取る(買受等)場合の軽油に特別徴収によつて、軽油引取税が課せられています。税は農業を営む者が次の用途に使う場合は定められた手続をとることによつて免税となります。次に掲げる機械の動力源の用途

(1) 耕うん、整地、除草、中耕及び收穫の用に供する動力耕うん機及びガリデントラクター、その他耕作用トラクター

(主として主要農産物「米、麦、甘藷、馬鈴薯及び雑穀をいう、以下同じ」の生産の用に供するものに限る)

(2) 栽培管理の用に供する動力噴霧機及びかんがい排水機(主として主要農作物の生産の用に供するものに限る)

(3) 脱穀調整の用に供する脱穀機、もみすり機

(4) 養畜の用に供する飼料攪断機、飼料粉碎機及び飼料配合機

○免税の手続

(1) 知事に「免税軽油使用者証」の交付を申請し、「使用者証」の交付をうける

(2) 「使用者証」所持者は軽油の引取を行はうとする場合、知事に「使用者証」を提示して「軽油引取免税証」の交付を申請し、その交付をうける

これをもつて、免税軽油を引取るものとする

この場合申請は出来るだけ十八立を下らない量



蚊も蠅も居ない村を尋ねて

七月十二日、区長、衛生部長、婦人会、青年団幹部約百名、厚生省より環境衛生優良モデル村として表彰せられた。埼玉県北埼玉郡大和村杓子木部落を視察、蚊も蠅も居ないの一同驚いた。午前七時三十分、二班に別れ、一班は昭和福集合二班は津井渡船場集合し、約午前八時設輪をつらねて出発した。

全員が大和根村豊野公民館に集合終つたのは、十時ちよつと過ぎ、大和根役場より豊野出張所長衛生主任、加須保健所員出席、約一時間半にわたつて環境衛生の突進について説明を聞く。

昭和二十六年豊野村に集団赤痢発生、死亡者も相当出たので、村民間に

これではならぬ、何んとかしなればとゆう気運が高まり、たまたま加須保健所の指導もあり、ここに環境衛生モデル部落が出現した。

最初は経費も村予算の十三%余を支出し、薬剤を徹底的に撒布、蠅や蚊の発生源たるウジやボエフラの駆除に全力をあげると共に、便所設備の改善、下水の処理、堆肥場畜舎のウジの撲滅に村民一致協力し、蚊と蠅の居ない村が出来た。

方法、ウジの駆除として、便所、溜等に蓋を作る。各人が手製にて便壺や溜に蓋を作り、蠅の浸入を防ぎ、用後は必ず薬剤を撒布する。堆肥場畜舎等は十日目毎に六月より九月の間オルソー剤

にすること。
○免税申請しようとする方は、地方事務所税務課へ!

昭和30年度の納税組合別滞納額調

徴収率 30年度 98% 95%
滞納繰越分 33%

……差 押 処 分 → 公 売 ……

村税につきましては常々格別なる御協力に預り厚く御礼申し上げます。昭和31年度も5月31日を以つて出納閉鎖となり、村税の徴収率は現年度及び滞納繰越分を合せて95%の成績をおさめました。あと一がんばりという所です。皆さんの御協力にかかわらずまだ次の通り滞納があります。是非共早急に完納下さるよう切望します。御参考までに滞納額を掲げます納税組合別滞納額調(7月5日現在)一昭和30年度以前の村税一

組合名	人員(人)	滞納額(円)	組合名	人員(人)	滞納額(円)
大須川	41	180,741	中 南	14	65,163
輪 賀	15	45,115	谷 島	27	262,118
佐 賀	17	28,074	大 江	16	51,772
大 佐	9	86,683	江 合	4	10,092
大 矢	28	101,743	下 斗	21	34,257
入 新	2	560	千 江	2	6,760
梅	10	126,625	田 田	5	24,776
	3	11,409		7	14,592
合 計	231人	1,049,380			

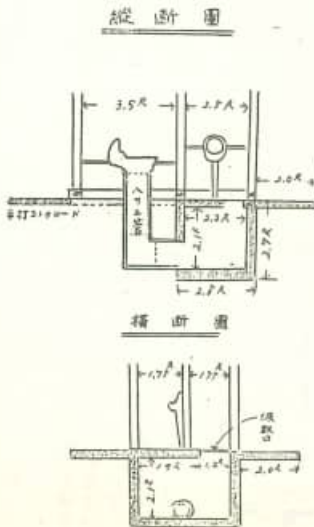
納期日を遅れますと、日歩3銭の延滞金と外に督促手数料、延滞加算金等余分に徴収されますから税金は是非とも納期内(出張徴収日)に御納入下さるようお願いいたします。

税についての御相談は御速慮なく税務課へお申出下さい。

免税申請しようとする方は、地方事務所税務課で申請書等取そろへ説明してくれまますから、印

維持参の上御申出下さい。(税務課)

土管式便所構造圖



種別	形 状	数 量
土管	φ100mm	10本
土管	φ150mm	1本
土管	φ200mm	1本
土管	φ250mm	1本
土管	φ300mm	1本
土管	φ350mm	1本
土管	φ400mm	1本
土管	φ450mm	1本
土管	φ500mm	1本
土管	φ550mm	1本
土管	φ600mm	1本
土管	φ650mm	1本
土管	φ700mm	1本
土管	φ750mm	1本
土管	φ800mm	1本
土管	φ850mm	1本
土管	φ900mm	1本
土管	φ950mm	1本
土管	φ1000mm	1本

を撒布、蚊についてはホリドリールを田の撒布と同様にボエフラの発生場所へ撒布。

尚小学生による防除班を編成、各戸に付便所、堆肥場、畜舎等へ薬剤の撒布を行つていく。

特に感心させられたのは、生活困窮者(生活扶助者)の家庭にて、四本柱の掘立小屋の便所にさえ完全な蓋があり、家の周囲も竹林の中まで滑掃

の行き届いて居ることであつた。

結核薬剤も必要だが村民各位の一致協力の精神が蚊も蠅も居ない村を作つた事を痛感した。

尚蠅の絶対に入らない改良便所の製作、経費も僅かですみ、同村にて大変普及しつつある由。

江口より、赤痢病患者二名発生、館林伝染病院に收容しましたが八月六日に全快退院致しました。

村民の皆さん、これからは、伝染病の一番危険な時期です。お互に充分注意して、伝染病を防ぎましょう。

1 暴飲、暴食しないこと

2 夜寝冷えしないこと

3 食前に必ず手を洗うこと

4 伝染病菌を撒きちらす蠅をたいじすること

伝染病を防ぎましょう

さる七月二十六日大字



発行所 明和村役場
 編集人 和田 突郎
 発行人 和奈 良庄 次郎
 印刷所 齋藤印刷所

赤い羽根共同募金
 十月は赤い羽根共同募金の月です。この月の募金は、下のめぐまれない多くの人が励まされ、養老院や保育園等の設備が改善されます。みなさん、赤い羽根を積み上げましょう。

新庁舎落成記念号

近代的明るい

役場新廳舎落成

三日間にわたり多彩な行事

私たちが合併するとき、十余日をついの建村計画に盛り込まれて、つた「村の中央に新庁舎」を建築すること、が早くも実現され、この程ようやく完成されました。四月二十八日に起工式を行って以来、実に百五

十余日をついて、総坪数四百四十三坪、五合の鉄筋コンクリート及びプロットを併用した二階建ての近代的モ



写真説明

上は落成祝賀式で後向きは村長さん。祝辞を読んでいるのは県知事代理建設社会部長さん。
 下はでき上った新庁舎の全景。屋上には国旗が掲げられている。

ダン庁舎で平和な村のシンボルとして、その名にふさわしい明るい建物ができ上ったわけでありませう。
 この建築に要した費用は工事費五百四十五万円、電気工事費十五万円、給水工事費十一万円、設計監督料二十五万円、報償金二十万円、施設費十三万円、その他雑費二十一

万円、総計六百五十万円に上つています。
 落成式は十月六日群馬県知事代理建設社会部長を始め、国会議員、県会議員その他各階名士五十余名、村内関係者百二十余名及び工事関係者十余名参列のもとに盛大に行われました。
 尚当日午後には松竹より派遣された演芸班で、歌謡曲、万才、奇術、曲芸、等色とりどりの演芸が行われ、引続いて村の大輪の有志による八木節大会が賑やかなうちに終わりました。
 才一日目の行事は終了しました。

才二日目は村をやがての体育祭で青年団、婦人会、消防団、一般村民及び小中学校生徒多数が参加して、楽しいレクリエーションの一日が終了しました。
 才三日目は、村の商工会提供によつて前日に引続き、農機具及び物産展示会が行われ、大いに人氣を呼んで居ました。
 午後一時よりは同じく村の商工会提供により、東都浪曲界の大関、木村松太郎一行による浪曲大会が行われ、約五百人の浪曲ファンの涙を流しました。

六日より三日間にわたりに行われた庁舎落成記念祝賀行事は大喝采のうちに浪曲大会を最後に、その幕は閉ざされたのであります。

こゝにおいて県下にもその類の少ない、実に近代的な、そして明るい私たちの役場が世紀の誕生を終り、明和村の歴史に輝かしい一頁を印したわけでありませう。

(総務課)

明和村体育大会

好天に恵まれて盛大に挙行

新庁舎落成祝賀行事の会、消防団、一般村民及び一環として青年団、婦人及び児童生徒代表が参加し



☆☆☆☆☆

た村をあけての体育大会は十月七日梅中校庭に於て盛大に挙行された。気づかれた天候も、からりと晴れて絶好の運動日和となり、トラックでフールドに各種の運動競技が次々と展開されて興のつきる所を知らず、参会者数千、新庁舎落成以来の人出で、祝賀気分を遺憾なく発揮した。

青年団競技は何といつても競技中の華で文字通りの白熱戦が展開され、夕闇をうけて技を競う有様はすさまじい限りであった。分団対抗では千江田地区田島支部、梅島地区梅原分団、佐貫地区大輪支部がそれ／＼優勝した。婦人会は民謡踊を始め、婦人会は民謡踊を始め、その行動がよく統制され態度の立派さは特筆大書にあたいする。消防団は転掌柄、仕度競走でその機敏さを見せ、せんべい食い、自転車おそ乗り、借物競走等で満場を笑わせた。一般村民の部では抽せん、どじょう釣り、

選手競走、二百オリレー等で、全村民が入りまちつて、なごやかな。風景を見せられた剣道愛好者による剣道形や試合はゆるんだ気持ちに緊張感を与えた。

特別出演の小中学校代表による遊技や体操は、平素練習の成果を見せて平上更に花を添えてくれた。とりわけ佐中男女代表のマットワークや鉄棒の妙技は満場を魅了し、一技毎に割れる様な拍手が起つた。他町青年のリレーも熱戦を演じて観衆を喜ばせた。

当日の呼び物たる青年団の仮装行列は梅青の分団、梅原、南大島の三里と佐貫青年団の四チームが参加して満場の喝采を浴び、南大島分団の「たぬきばやし」が一位となった。

終りに、本大会の開催について絶大な御協力をたまわつた運営委員を始め関係各位に対し満腔の感謝を捧げる。
(教育長稿)

十一月は……

○村税等の売却を！
収穫の時期を迎えて、今が完納のチャンスです。村税等の滞つている方は是非完納をお願いします。



○所得税才二区分の納税の月です。
納税は民主主義の最も重要な義務の一つですからお忘れなくお願いします。

密造酒に御注意を！
密造酒は国家のためにも、皆様御自身の健康保持の上からも、絶対撲滅しなければなりません御注意下さい。

新庁舎門柱寄附

新庁舎に新型の門柱ができました。
これは村の斎藤村長、奈良助役、開口収入役、坂上議会議長、石崎副議長並びに議員全員及び早川教育長等三十人によつて寄附されたものです。
(総務課)

写真説明

- 1 斎藤村長の開会挨拶
- 2 一般村民の抽籤競走 坂上議長さんも一役買つて
- 3 青年団の仮装行列にて一位の南大島青年団員
- 4 消防団のせんべい喰競走、オットット
- 5 佐貫、梅島、千江田婦人会の連合ダンス

商工会による 展示会、浪曲大会

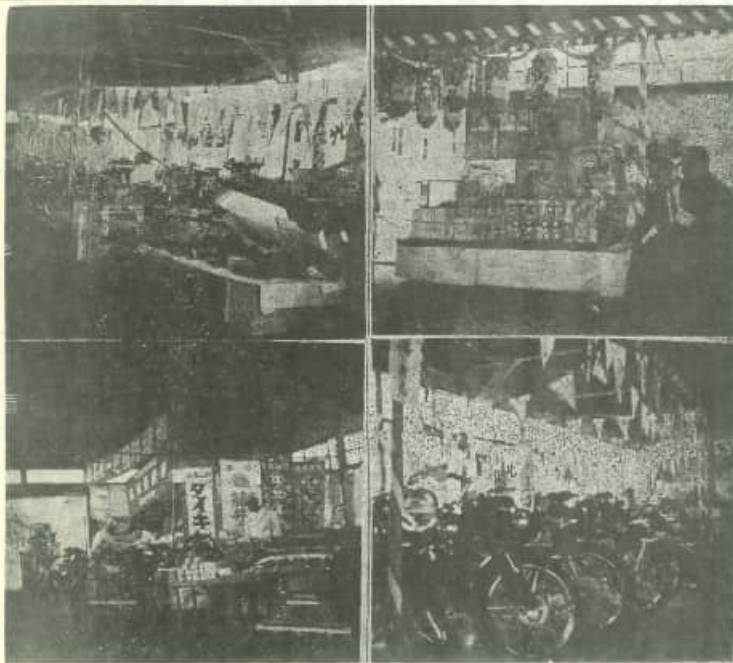
明和村商工会では、役場庁舎新築落成祝として村内外の商店に呼びかけ十月七日、八日の二日間銘産品と農機具の展示会を元久保庭産業趾の敷地で開催した。

七日は体育大会もあり約一万余の人出にて栗原会長を始め商工会役員はよろこびと忙しさに汗だくだった。

八日は展示会と共に木村松太郎一行を招いて、浪曲大会が行われたが、村内はおろか、近郷の愛好家が婦人同井でつめかけ盛会を極めた。

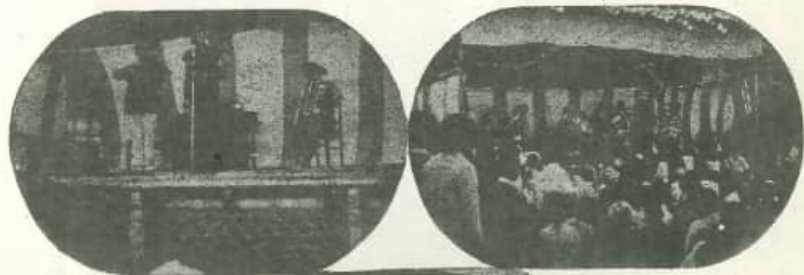


高藤村長もこの盛況に落成祝賀に一段と花を添えて貰ったと大喜び、この行事によつて明和村商工会の存在も一挙に認められた。



演芸会の一トコマ

新庁舎落成記念に行われた、演芸会の一トコマ。松竹演芸班の歌謡曲、万才、地元大輪の八木節。大輪有志は春の関東民謡大会に三位をかくとくしただけあつて、その洗練された芸は、満場を拍手かつさいせしめた。



写真説明
右 八木節 大輪有志の
上 演芸班 左 上志の
下 竹全 じく万才の
全 演 曲



上掲写真説明
明和村展示会酒造
明和村唯一の酒造
玉井酒造株式會社
の山陽酒造株式會
栗原さんの顔も見
える

土地改良便り

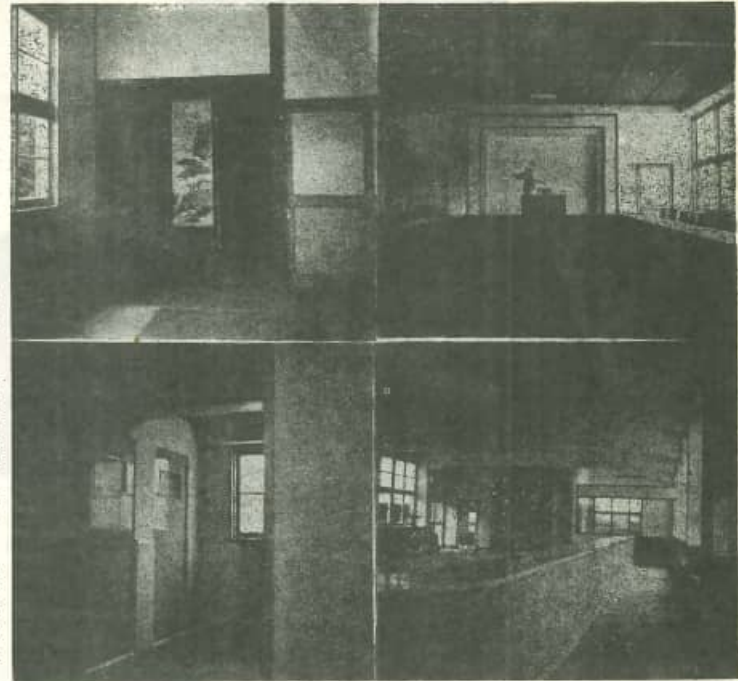
一、昭和三十一年 度區画整理事業 業着工近し

區画整理事業は、西部
地区では大輪の残り矢島
の一部入ヶ谷の全部約七
〇町、東部地区では、南
大島の水田地帯の大部分
約六〇町の計画終り、十
一月初旬には請負に附し
て、秋の取り入れがすめ
ば直ちに着工すること
になりました。

二、組合費の徴収 について

本年度の區画整理事業
は、西部が五一〇万円、
東部が三〇〇万円、探土
地区が六〇万合計八七〇
万円であります。これに
対して補助金が二四三万
長期間借入金約二五〇万
差引二八二万円が改良区
の負担金となりまして、

これに事務費補償費を入
れて約四〇〇万が、本年
度組合費として徴収する
額になります。この内七
月に約一〇〇万徴収して
あります。残り三〇〇万
が今後改良区の皆様に納
付して戴くことになりま
す。これを一時に賦課す
ると過重になりますので
本月この内約一三〇万を
お願いして、次十二月に
補助金借入金の確定を待
つて残りを賦課したいと
思います。今月の賦課金
は、本年度工事施行地区
の前記三ヶ所の田が反三
〇〇円、畑が一二〇円、
その他の地域は田一七〇
円畑七〇円であり、工
事の円滑の遂行上皆様の
御協力をお願い申し上げます。
合田江黒地内の建設省土
取場の疑を区画整理を行
ふものである。



写真説明

新役場庁舎

左下……階会議室
右上……階和室

右下……階下事務室
左下……階下便所

新教育委員会

十月一日發足

教委制度の改正によつて、従来の委員会は九月三十日限りで解消し、十月一日より村長の任命による新委員会が発足した。委員の顔振れは次の通りである。

- 委員長 野本 竹蔵
- 委員長取 石村 磯次郎
- 務代理者 員小松原 源次郎
- 全 員 柿沼 英雄
- 全 員 早川 水門
- 教育長
- 梅屋 婦人會

本郷会員の
勞力奉仕

去る十月一日、本郷部落より学校に通する通学道路が、夏草により張切られ、小さな学童の通学に困難して居るのを見て、蓮見まささん、栗原たつさん外二十名、午前七時より正午まで、雨の中を

除草奉仕なし、村民より感謝された。

佐小PTAの美學

スベリ台、ブランコ等を寄附
佐小PTA（会長尾花

家庭防犯のしおり

農作で良かったとか、景気が立ち直つて良かったとか申ししても、一粒の米一銭一円と雖も、お互の汗と油の結晶でなものは一つもありません。その汗と油の結晶が少しの油断から一寸した手落ちからゴツゴツ盗まれました。油と汗を流したのた

分らなくなつてしまひます。皆さん、農家や商店の収入をねらつて、泥棒どもが眼を光らせる季節になりました。どうか次の防犯要領を参考にして家庭防犯の守りを固めて下さい。

ガラス戸

ガラス戸だけで、雨戸のない家は危険です。そ

これはガラスを焼切つて錠をあけられるからです。

○裏口、勝手口、湯殿

玄関は良く戸締りしますが、十戸に二、三戸位は必ず裏口などは簡単に開けられます。亦このような所は温気が多くすべりやすく腐つていたりするものです。

特に大きな家は寝室に連い関係で少し位の音がしても気が付かない欠点があります。

○便所のくみ取り口と掃き出し口

くみ取り口は六寸角以上ですと体が入りますから、蓋に工夫を施さないで危険です。

○便所や廊下の掃き出し口も四寸五分以上の高さがあれば体が通ります。

○鉄格子

窓の高さが三尺以上ですと相当太い鉄棒でも簡単に曲りますから、差し込みを深くして横棒を入れないで危険です。

○雨戸

数層の溝は深くするとかも居は揚げ溝にして一定の所以外は建具がはずれないようにすること。戸の合せ目は互にくい込むようにすること。雨戸の錠のある部分は板の上にトタンを細かに打ち付けること。

○戸締り

なるべく簡単に丈夫なものを選びましょう。カマチに五寸釘を落すのは大変良い方法です。

一般の差し込み錠は欠点が多いから一ヶ所だけでなく外から気付かない所にも別にかけること。決して子供や女中さんにまかせないで家を守る主婦が戸締りを見廻つてから就寝すること。

○出入口

昼間の押売り、かつ払い、夜の偽電報犯人などを防ぐため、玄関、勝手口などは戸を開けずに応待出来る小窓を造るとか

外からは戸が四、五寸以上開けられないような工夫をしておくこと。

○塀、さく門

低い塀やさくは一度乗り越えれば、通行人に見つかる心配もなく、泥棒に便利になりますから、体裁より侵入出来ないようにすること。

○その他

イ、貴重品は気付かれないう所に置くこと。ロ、外は明るく、内は暗くすること。ハ、家の周囲に車やハンゴ、踏台などを置かないこと。

ニ、一匹の犬に防犯を全部まかせないこと、特に交尾期は注意しないで危険です。

○被害にかつたら

現場はそのまゝにして品物、たんす、電球等に手をふれず、直ぐ警察（駐在所、交番）に届けること（館林警察署電話七三番）

明和村防犯委員会々々長 斎藤光太郎
館林警察署長 伊藤 八郎

農事メモ

○農家の皆さん 米の乾燥と調製は十分に行い、特にモミがまじらないように注意して下さい。正味は必ず六十キロ（十六貫）を入れ、包装もしつかりして、検査等級をよくくししましょう。

○麦は適期にまくことが大切です。麦まきが遅れまじましたら、芽出まきをしましょう。風呂湯殺しのあと、ぬれむしろの間に二寸ぐらいの厚さに包んで暖い所におき、一日一、二回換氏二十度ないし二十五度の温水をわずかに補給してやると二日ぐらいで芽切つてきます。これをそのままかあるいは陰干してから統一して弱い天日で干した催芽乾燥まきをします。



農村振興計畫

指定村となる

農村振興計畫と云う言葉は聞いて補助金が頂けることを予想してよろこぶ

業が如何に非常事態に直面しているかがうかがわれ、身振るいを感じるの

うるに他産業にあった人達までが農家に流れ込んで来る状態で、零細に尚



東南アジアとの通商が開かれれば安いお米は潮の如く日本に流れ込んで来る。小麦等は年々米国から、カナダから、約束通り買わなければなら

日本に出来た機械器具を輸出しようとするればその代価の半分以上は農産物が代償として押付けら

んで居りました皆さんも或る程度期待を持たれたのではなしてしようか。

も軽卒な考へ方でした。書物を見ますと、我國農

家がの総意と自主性に基く

新年の挨拶

明和村長 齋藤光太郎



讀んで昭和三十三年の新年を迎へ明和村の繁栄

支援御協力により、新村建設計画に基いて着々事績を挙げつゝあります

本年は新農村建設村として指定を受け、着々準備調査を進めて居ります

と村民各位の御健祥を御祈りいたしますと共に、

昨年因に於ては、年末日ソ国交回復、国連加盟

終りに昨年より本年は折念いたしまして新年の御挨拶といたします。

発行所 明和村役場 突郎
編集人 和田良次
印刷所 齋藤印刷所

明和村	(昭和三十三年一月一日現在)
世帯数	一、六八三戸
人口	一〇、〇〇〇人
男	四、九二四人
女	五、〇七六人

村づくり計画を推進すること、適地適産を基調として増産を図ると共に生産コストの引下げを行

- 1 農協の整備強化
- 2 農産物販売処理強化
- 3 生産生活資料の購入の合理化
- 4 生産資金の確保
- 5 飲料水の改善
- 6 冠婚葬祭の簡素化
- 7 食生活の改善

明和村農業振興協議會役員名

- 会長 齋藤光太郎、副会長 坂上義兵、蓮見源次、事務局長 奈良庄次郎、総務部
- 部長 奈良庄次郎、石崎仁一郎、藤原弥市、早川水門、小松原源次郎、柿沼福一、玉井一次、田口きよ。

經營施設改善部

- 部長 蓮見源次、島田卯三八、梁朝一、石崎司朗、多田淳一、村田登志雄、石村 実、坂上千枝子。

生産改良部

- 部長 駒宮新三、新井初太郎、酒井 孝、吉田喜平治、大野幸雄、吉永茂小林さん。

流通改善部

- 部長 江原福太郎、荒川綴、始沢肇司、奈良亮一、木村文英、小池 昇、久保庭仁一郎。

(写真説明 農村振興計畫打合せ指導會)

- 1 土地改良事業の実施
- 2 農地集団化整備事業
- 3 知地灌漑事業
- 4 經營改善施設
- 5 畜産改善
- 6 畜産改良
- 7 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 8 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 9 自給飼料処理施設の改善
- 10 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 11 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 12 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 13 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 14 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 15 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 16 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 17 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 18 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 19 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 20 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 21 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 22 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 23 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 24 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 25 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 26 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 27 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 28 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 29 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 30 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 31 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 32 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 33 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 34 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 35 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 36 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 37 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 38 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 39 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 40 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 41 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 42 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 43 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 44 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 45 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 46 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 47 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 48 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 49 畜舎及厩肥処理施設の改善
- 50 畜舎及厩肥処理施設の改善

第九回成人式 盛大に舉行さる

明和村の成人式は一月十五日、梅島小学校において、来賓多数列席のもとに盛大に行われた。

記念撮影後、式場に入り、国歌斉唱、斎藤村長及び野本教育委員長の挨拶、記念樹の贈呈について、泉教育長を始め多数来賓の祝辞があり、最後に成人者代表増尾匡史君(南大島)の力強い答辞があった。式を終った。

続いて映画会を催し、成人者の前途を祝福した。該当者男一六五、女一七六、計三四一。当日の出席約二六〇名。

(写真説明
成人式記念撮影)



再び学校の 統合について

年頭に当り、昨年中、本村教育振興のために寄せられた村民各位の御熱意に対し、謹んで感謝の意を表すると共に、本年も倍旧の御協力をお願い申し上げます。

昨年九月、文部省が全国的に小中高校の学力調査を実施した結果により、規模の大きい学校ほど成績がよく、小さい程成績が悪いというところになって居り、又、大都市の成績が高く、小さい市町村の成績が悪く、特に小さい農山村ほど悪いというところになって居ります。この調査が絶対的なものとは考えませんが、一応有力な資料となるものと思ひます。

可愛いお子さん達のために、真剣に考へべき問題だと思ひます。そこで私は昨年同様、学校統合の必要性を強調したいのであります。もつと具体的にいへば、本村としては、小学校を二校、中学校を一校にまとめることが適当ではないかと考へて居ります。

長い将来を考へますと村財政の上から見ても大きなプラスとなるものと考えます。たゞ小学校の通学区を東西の二つとする場合、梅島地区を二分しなければならぬので、こゝに一つの難関があるものであります。大

乗的な見地に立って、この難関を突破して頂ければ、この画期的な大事業も必ず成就出来るものと信じます。

文部省でも、この事を力強く推進する考への方でありますので、この際、こうした機運を促進して頂ければ幸だと思つて居ります。(教育長)

農業委員選挙 人名簿縦覧

本年七月行なわれる予定の、農業委員選挙人名簿を、一月二十日から十五日間、明和村役場で見せておきます。これは外名の選挙とことなり、補充名簿の制度がありませんから落ちますと投票が出来なくなります。是非期間内に縦覧して下さい。(明和村選挙管理委員会)

土地改良便り

一、昭和三十一年度県営土地改良事業について百々の望みの久しかた。県営事業も、十二月末二五八万円と漸く決定着工の運びとなった事は吾々の希望した額とは程遠い額であった事は喜びに堪えない処であります。

本年は大輪分水より佐貫用水路を下流に約七〇〇米着工することになり、来る二月一日頃には競争入札が行われ即日施行、四月末日迄には竣工の予定になつて居ります。

(写真説明)
土地改良用水路建設作業



二、組合共通費徴収について
本年度の県営事業は農に申し上げた通り二五八万円、県よりの割当額でありましたので此の七割五分が県及県よりの補助額で、残りの二割五分の六四万五千円が組合員の負担となります。

尚此の額に事務費を入れました九十万円二月中に共通費としてお願いすることになりました。

此の賦課額は田十四円(一畝当り)畑五円五〇銭(一畝当り)徴収することになって居りますから宜しく皆様方の御協力をお願い申し上げます。

農事メモ

○表は葉が三枚ぐらになつたら中耕除草と麦ふみをします。

○才一回の中耕除草は深くしないで、葉が四、五枚になつたらうね間を深く掘り起して、根を深く張らせましょう。

○農家の皆さん、新年から農家簿記をつけましょう。

○麦の寒肥をやるときにつけ方は普及員が指導してくれまますから、共同で講習を受け、みんなで行なうなら、農家簿記を相談したり、はげましたりしながら、農家簿記を経営の改善に役立たせましょう。

○普及員はよい相談相手になつてくれますから、麦のぐあいをみてやる肥料をきめましょう。

○野ねずみをたいじするときは、フラットルを使うときは個人使用ができませんから、農協や共済組合と相談して、共同で駆除して下さい。

○馬鈴薯を植える時期が近づきました。

○県内産のたね馬鈴薯は北海道産のものに負けぬ優秀品で、価格も割安です。

○まだ用意していない人は、いそいで農協へお申込み下さい。

○さつまいもを家畜のえきにするときは、たんぱく質の多い魚粉や大豆かすと混ぜてやりましょう。

○さつまいもには、たんぱく質と石灰分がほとんどないので、ほかのものに補ってやるのが大切です。

固定資産税の課税標準となる

—家屋の評価はどのように計算されるか？

家屋については年を経るに随って変遷があります。新築されたもの或は取壊しされたもの、毎年部分的には変化を来しているわけです。私達は正確な価格を把握するため、家屋の評価を実施するわけですが、どのような基準によって行っているか御参考までにお知らせ致します。

こゝに一つの家屋を例にとってみます。

その家屋は 木造瓦葺 平家建 住宅 床面積 17坪00 建築年明治33年
経過年数 57年

この一棟の住宅について、どのように評価額を決定するか、次に記して見ましょう。
結論から申し上げますと、先づこの建物を現在建てたら如何程(再建築評点数)になるかを出して、それから家屋の経過年数と損耗度を考慮することになります。

$$\text{再建築費評点数} \times 1 - \left(\frac{\text{家屋の経過年数} + \text{損耗の程度}}{\text{2}} \right) \times \left(\frac{1 - \text{床面積の広狭}}{\text{2}} \right) = \text{評点}$$

【この減点は41坪以上(農漁家)の場合に適用されます。】

この評点数に当村の評点一点当りの価格を乗ることによって評価額がでるわけです。評点一点当りの価格は知事の決定した当村の坪当たり平均価格(昭和31年度は2,618円)を基礎として求めることになっています。

以上は大つかみの所ですが、具体的に上記の建物についてどうして評点数を求めるかを記して見ましょう。

部分別………基礎、土合、屋根、小屋組、柱、造作、外壁、内壁、天井、床、出窓、庇、樋、建具、附帯設備。

標準評点項目…上記の部分別により夫々項目が別れておって、たとへば基礎について見れば、コンクリート(1,750点)もあれば大谷石(1,450点)もあり、玉石(700点)もあるということで、それぞれ評点が違って来ます。之を实地に調査して、該当した評点数をとりま。

補正項目………たゞ同じような基礎であっても、四周にあるだけのもの、又は玄関その他入込んでいるもの等、或は地盤上1尺以上あるものを1.5とした場合、5寸程度のものは1.0というふうに補正を行うこととなります。

部分別	標準		補正項目	坪当り 評点	建坪 延坪	部分別 評点数	損耗の状況	損耗減 点率
	項目	評点						
基礎	玉石	700点	延長1.5 断面1.0	1,125	建坪 17,00	19,125	70%以下 柱間沈下	38 8
土台	杉、松(3.5寸)	450	延長1.0	450	〃	7,650	100%腐朽	36
屋根	十能瓦	2,000	勾配1.0	2,000	〃	34,000	瓦葺一部破損 軒先一部腐朽 以上の外波打	60
小屋組	切妻	2,100	程度0.8	1,680	〃	28,560		
柱	杉板 節もの3.0寸	750	本数1.0 長さ1.0	750	延坪 〃	12,750	二寸以上傾斜	120
造作	一般のもの	柱×0.5 (12,75)			〃	6,375	煤け 敷居溝摩滅	2 8
外壁	漆喰壁(普通仕上) 荒壁	1,500 500	開口1.0	1,000	〃	17,000	煤け 亀裂 戸袋破損	4 20 4
内壁	大津壁	2,000	開口1.0	2,000	〃	34,000	煤け	7
天井	一重廻(緑節もの)	1,000		1,000	14.00	14,000	20%破損	60
床	畳並	2,900			8.50	24,650		
	板7寸以上	1,800			2.00	3,600	畳表摩損	
	板7寸以下 モルタル	1,500 3,000			1.50 1.00	2,250 3,000	その他総括損 耗度を見る	88
出窓	—	—	—	—	—	—	—	—
庇	—	—	—	—	—	—	—	—
樋	丸アッコ	430	延長1.0	430	17.00	7,310	50%腐朽	9
建具	襖既製品	800	本数0.7	210	〃	3,750	損傷	17
	障子杉赤欄入	800	〃1.0	800	〃	13,600	骨折	3
	ガラス水戸 鏡戸	1,900 700	〃1.5 〃1.0	2,700 —	1本	45,900 700	—	—
合計	—	—	—	—	—	278,220	—	48.4%
附帯設備	電燈(一般級) (メートル)	700	—	—	4個	2,800	—	—

(281,020)

評点算出	坪当り評点	経年減点率+損耗度=%			坪当り評点	床面積に 應ずる減面積	評点数	一点 当り価格	評価額
	16,530点	80%	48%	64%	10,579点	—	179,843	X	179,844円 ×X

以上が一棟の住宅についての評点数を求めるまでの経過ですが、要はこの評価方法によって全村家屋について、より正確に均衡のとれた評価額を算定し課税の適正を期することが目的です。一棟毎の実態調査に相当の時日を要しますが、昭和33年の基準年度(3年度毎に評価を行うことになっています)までには全村終了したいと考えています。
現在使用されていますのは昭和27年の評価基準により旧村に於て決定されたものです。